内部監查報告書



2022年5月25日に実施した監査結果につきましてご報告いたします。

下記被監査部門の監査詳細につきましては、別紙、部門別の「監査報告書」に記載されておりますのでご確認ください。

<内部監査の名称>

2022年 PMS定期内部監査

<被監査部門>

- 一 (適合性監査)
- 個人情報保護管理者
- · 管理
- · 業務

<監査責任者総評>

JISQ15001:2017 年版に準拠した PMS の構築及び運用について、一部を除いて問題がないことを確認しました。



The second secon			
内部監査の名称	2022年 PMS定期内部監査		
監査テーマ	☑ JIS Q 15001:2017 要求事項	への「適	合状況監査」
監査ノーマ	□ 個人情報保護マネジメント:	システムの)「運用監査」
代表者による計画の	2022 年 5	5 H 95 H	
承認日	2022 + 6	л до п	
被監査部門(運用監	() 富. 个. 小	生監査)	
査のみ)	(週百二	土流(1)	
監査実施日/監査実	2022年 5	5 日 95 日	Ï
施期間	2022 + 6) /J /20 -	1
監査人名	線崎 千里	監査人 の部門	業務
	チェックリストに従い、JISQ15	5001 の要	求事項に添って、PMS
監査結果概要	文書(規程類)の該当部分をチェ	エックした	-0
	結果、不適合は認められなかっ7	t-0	
指摘事項	特になし		
改善指示事項案	特になし		
代表者への実施結果 報告日	2022年5月25日		

個人情報保護監査チェックリスト(PMSとJISQ15001:2017適合性監査)

被監査部門:-

監查人: 線崎千里

監査実施日: 2022. 5.25





■判定:○=適合(要求事項が規定されている)、△=記述が不十分、×=不適合(規定されていない)
関連する個人情報保護規程等の項番 判定 コメント
よって権限を与 個人情報保護規程 A.3.1.1 チェック項目 エック項目 この管理策に規定するA.3.2からA.3.8は、トップマネジメントによって権限を与えられた者によって、組織が定めた手段に従って承認されなければならない。 A 3 1 1 — AG 0 内部向け個人情報保護方針を文書化した情報に、次の事項が含まれている 個人情報保護方針(PA00) A.3.2.1内部向け個人情報保護方針 □ 事業内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること[特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(以下、"目的外利用"という)を行わないこと及びそのための措置を請じるこ code b)個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守す 0 ること。
c)個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること。
d)苦情及び相談への対応に関すること。
e)個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること。
f)トップマネジメントの氏名 外部向け個人情報保護方針を文書化した情報に、A.3.2.1に規定する内部向け個人情報保護方針の事項が含まれていること。 A.3.2.2外部向け個人情報保護方針 個人情報保護方針(PA00) 0 (2) 外部向け個人情報保護方針を文書化した情報に、次の事項を明記しているこ 個人情報保護方針(PA00) こ。 a)制定年月日及び最終改正年月日 b)外部向け個人情報保護方針の内容についての問合せ先 0 トップマネジメントは、外部向け個人情報保護方針を文書化した情報について、一般の人が入手可能な措置を講じるよう規定していること (3) 個人情報保護方針(PA00) 個人情報保護規定A.3.2.2 0 自らの事業の用に供している全ての個人情報を特定するための手順が内部 個人情報保護規程 A.3.3.1 国人情報の特定 0 規程として文書化されていること (2) 台帳には、少なくとも以下の項目が含まれていること。 個人情報管理台帳(PC01) 個人情報の項目 ·利用目的 ·保管場所 0 保管方法 ・アクセス権を有する者・利用期限 ・保管期限 特定した個人情報については、個人データと同様に取り扱わなければならな いよう規定していること。 0 A332法令 国が定める指針その他の規範 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範(以下、"法 個人情報保護規程 A.3.3.2 令等"という。)を特定し参照できる手順が内部規程として文書化されているこ 0 A.3.3.1によって特定した個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲を 個人情報保護規程 A.3.3.3 超えた利用を行わないため、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持す A.3.3.3リスクアセスメント及びリスク対策 0 るよう規定していること。 A.3.3.1によって特定した個人情報の取扱いについて、個人情報保護リスクを 特定し、分析し、必要な対策を講じる手順が内部規程として文書化されている 個人情報保護規程 A.3.4.3 (2) 0 個人情報保護規程 A333 現状で実施し得る対策を講じた上で、未対応部分を残留リスクとして把握し、 (3) 管理するよう規定していること。 0 個人情報保護リスクの特定、分析及び講じた個人情報保護リスク対策を少な 個人情報保護規程 A3.3.3 くとも年一回、適宜に見直すよう規定していること。 (4) 0 | |EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」がある場合、これを 特定し、リスクアセスメント及びリスク対策を行うための手順があること 0 各担当者の役割・権限が内部規程として文書化されていること。 A 3 3 4 各酒 役割責任及75 権限 個人情報保護規程(A335d)) 0 トップマネジメントは、この規格の内容を理解し実践する能力のある個人情報 個人情報保護規程 A.3.3.4 (2) 保護管理者を組織内部に属する者の中から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく 与え、業務を行わせなければならないよう規定していること。 0 個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改 善の基礎として、トップマネジメントに個人情報保護マネジメントシステムの運 0 用状況を報告する旨が内部規程として文書化されていること。 トップマネジメントは、公平、かつ、客観的な立場にある個人情報保護監査責 任者を組織内部に属する者の中から指名し、監査の実施及び報告を行う責任 及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならないよう 規定していること。 0 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、トップマネ 個人情報保護規程(A、3.3.5d)) ジメントに報告する旨が内部規程として文書化されていること。 監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保 個人情報保護規程(A.3.3.5 d)) する旨が内部規程として文書化されていること。 0 個人情報保護監査責任者と個人情報保護管理者とは異なる者であることを 個人情報保護規程 A.3.3.4 規定していること 0

	т —	チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
A.3.3.5内部規程 次の事項を含む内部規程が文書化されている こと。	(1)	以下の規定があること。 a)個人情報を特定する手順に関する規定	関連9回回の回転体機及は1年の項音 個人情報保護規程 A.3.3.1	0	
	(2)	b)法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規定	個人情報保護規程 A.3.3.2	0	
	(3)	c)個人情報保護リスクアセスメント及びリスク対策の手順に関する規定	個人情報保護規程 A.3.3.3	0	
	(4)	d)組織の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任	個人情報保護規程 A.3.3.4	0	
	(5)	に関する規定 e)緊急事態への準備及び対応に関する規定	個人情報保護体制図(PB01) 個人情報保護規程 A.3.3.7	0	
	(6)	f)個人情報の取得、利用及び提供に関する規定	個人情報保護規程 A.3.4.2	0	
	(7)	g)個人情報の適正管理に関する規定	個人情報保護規程 A.3.4.3	0	
	(8)	 h)本人からの開示等の請求等への対応に関する規定	個人情報保護規程 A.3.4.4	0	
	(8)	1)教育などに関する規定	個人情報保護規程 A.3.4.5	0	
	(10)))文書化した情報の管理に関する規定	個人情報保護規程 A.3.5	0	
	(11)	k)苦情及び相談への対応に関する規定	個人情報保護規程 A.3.6	0	-
	(12)		個人情報保護規程 A.3.7	0	
		m)是正処置に関する規定	個人情報保護規程 A.3.8		
		n)マネジメントレビューに関する規定	個人情報保護規程 A.3.7.3	0	
		。)内部規程の違反に関する罰則の規定	個人情報保護規程 A.3.4.3.3	0	
	(16)		個人情報保護規定A3.3.5	0	
	(10)	るように内部規程を改正しなければならないよう規定していること。	Bert A Chi are target the Control of	0	
A.3.3.6計画策定	(1)	個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために、少なくとも年一回、次の事項を含めて、必要な計画を立案するよう規定していること。 a)教育実施計画 b)内部監査実施計画	個人情報保護規定A3.3.6 個人情報保護教育計画書(PC14) 内部監査計画書(PC19)	0	
	(2)	個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために必要な計画に、次の事項を含んでいること。 3)実施事項 b)必要な資源 c)責任者 d)達成期限 e)結果の評価方法	個人情報保護教育計画書(PC14) 内部監査計画書(PC18)	0	
A.3.3.7緊急事態への準備	(1)	緊急事態を特定するための手順、及び、特定した緊急事態にどのように対応 するかの手順が内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A3.3.7	0	
	(2)	緊急事態への準備及び対応に関する規定には、個人情報保護リスクを考慮 し、その影響を最小限とするための手順が含まれていること。	個人情報保護規程 A3.3.7	0	
	(3)	緊急事態への準備及び対応に関する規定には、緊急事態が発生した場合に 備え、次の事項を含む対応手順が含まれていること。 の)漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知 するか、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。 b)二次被害の防止、類似事薬の発生回避などの親点から、可能な限り事実関 係、発生原因及び対応変を、逐滞など公表すること。 o)事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。	個人情報保護規程 A3.3.7	0	
A.3.4.1運用手順	(1)	個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために、運用の手順が 内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2、A.3.4.3、A.3.4.4、 A.3.4.5、A.3.4.3.3	0	
A.3.4.2.1利用目的の特定	(1)	個人情報の利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な範囲内に おいて取扱わなければならない旨が規定されていること。	個人情報保護規程 A3.4.2.1	0	
	(2)	個人情報の取得に当たっては、利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない旨が規定されていること。	個人情報保護規程 A3.4.2.1	0	
A.3.4.2.2適正な取得	(1)	個人情報の取得は、適法、かつ、公正な手段によって行われなければならないという原則を規定していること。	個人情報保護規程 A3.4.2.2	0	
A.3.4.2.3要配慮個人情報	(1)	新たに要配慮個人情報を取得する場合、あらかじめ書面による本人の同意を 得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないという原則を規定していること。	個人情報保護規程 A3.4.2.3	0	
	(2)	要配慮個人情報を取得、利用又は提供並びに要配慮個人情報のデータを提供する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときは、以下の場合に限定していること。 (3)法令に基づく場合 (3)法令に基づく場合 (4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき (5)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (6)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (6)その他、個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報、又は政令で定められた要配慮個人情報、又		0	
		あらかじめ書面による本人の同意を得て、要配慮個人情報を取得、利用又は 提供並びに要配慮個人情報のデータを提供する場合、本人から書面により同 意を得る手順を定めていること。	1回,八门月学区1次前受万元代理 A3.4.2.3	0	
	(4)	「EU城内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」に「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報が含まれている場合、要配慮個人情報として取り扱うルール・手順があること。		-	

		チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
A.3.4.2.4個人情報を取得した場合の措置	(1)	個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合 を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなけれ ばならないよう規定していること。	河域9.公園八月報店處於 <u>株子以外</u> 舊個人情報保護規程 A.3.4.2.4	0	and properly
	(2)	個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表する手順、又は 取得後に速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公養する手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.4	0	
	(3)	本人への利用目的の通知又は公表を要しないのは、以下の場合に限定して	個人情報保護規程 A.3.4.2.4		
		いること。		0	
	(4)	委託、提供、共同利用により取得した場合、委託元、提供元又は他の共同利用者が個人情報保護法及び個人情報保護委員会ガイドライン等に沿って適切に個人情報を取り扱っていることを確認するよう規定していること。	個人情報保護規定A3.4.2.2	0	
	(5)	「EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、当該個人情報の提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録するルール・手順があること。		-	
A.3.4.2.5 A.3.4.2.4のうち本人から直接書面に よって取得する場合の措置	(1)	A34.24の措置を譲じた場合において、本人から、書面(電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。)に記載された個人情報を直接取得する場合には、少なくとも、次の。)~h)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、書面によって本人の同意を得る手順を取得する手段程に定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.5		
		a) 当社の名称 b) 個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先 の) 利用目的 d) 個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項 - 第三者に提供する目的 - 提供する個人情報の項目		0	
		- 提供の手段又は方法 - 当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性 - 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨 。)個人情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨 けA.3.4.4~A.3.4.47 に該当する場合には、その請求等に応じる旨及び問合 せ窓口			
		g)本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合 に本人に生じる結果 h)本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得する場合には、そ の旨			
	(2)	あらかじめ書面によって本人に明示し、書面によって本人の同意を得ないのは、以下の場合に限定していること。 ・人の生命、身体者しくは財産の保護のために緊急に必要がある場合・A.3.4.2.3のa)~d)のいずれかに該当する場合	個人情報保護規程 A.3.4.2.5	0	
A.3.4.2.6利用に関する措置	(1)	特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用しなければならないという原則を明確に規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.6	0	
	(2)	特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、少なくとも、A.3.4.2.5のa)~f)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得る手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.6	0	
	(3)	本人の同意を得ることを要しないのは、A.3.4.2.3のa)~d)のいずれかに該当する場合に限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.6	0	
A.3.4.2.7本人に連絡又は接触する場合の措置	(1)	個人情報を利用して本人に連絡又は接触する場合には、本人に対して、 A3425のa)~りに示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方 法を通知し、本人の同意を得る手順が規定されていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.7	0	
· ·	(2)	本人に通知し、本人の同意を得ることを要しない場合は、以下の場合に限定していること。 a)A.3.4.2.5のa)~介に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は 通知し、既に本人の同意を得ているとき 的個人情報の取扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人 情報を、その利用目的の違成に必要な範囲内で取り扱うとき	個人情報保護規程 A.3.4.2.7		
		。合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する組織が、既にA.34、2.50a) つりに示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、未人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき該個人情報を取り扱うとき、該個人情報を取り扱うとき、以上の内容の者との間で共同して利用され、共同して利用する者が、既にA.3.4.2.50a) つけに示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき(以下、一共同して利用すること"共同利用"という。) 共同して利用する者の範囲 一共同して利用する者の利用目的 一共同して利用する者の利用目的 一共同して利用する者の利用目的 一共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名		0	
		称 一取得方法e)A.3.4.2.4のd)に該当するため、利用目的などを本人に明示、通 知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人に連絡又は接触 するとき f)A.3.4.2.3のただし書きa)~d)のいずれかに該当する場合			
	(3)	共同して利用する者から個人情報を取得する場合であって、共同して利用する者がA.3.4.2.7d)の措置を講じない場合、本人に対して、A.3.4.2.5のa)~f)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る手順を定めていること。		0	
	(4)	ただし書きかを適用する場合、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に 知り得る状態に置く手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.7	0	

	1	チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
A.3.4.2.8個人データの提供に関する措置	(1)	個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、 A.3.4.2.5のa)~d)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方 法を通知し、本人の同意を得る手順を定めていること。	関係了も順人情報保護規程 A.3.4.2.8	0	7/21
	(2)	本人に通知し、本人の同意を得ることを要しない場合は、以下の場合に限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8		
		a)A.3.4.2.5又はA.3.4.2.7の規定によって、既にA.3.4.2.5の a)~a)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に明示又は通知し、 本人の同意を得ているとき			
		b)本人の同意を得ることが困難な場合であって、法令等が定める手続に基づ いた上で、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、 本人に通知するか、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき 1)第三者への提供を利用目的とすること 2)第三者に提供される個人データの項目 3)第三者への提供の手段又は方法 4)本人の請求などに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること 5)取得方法 6)本人からの請求などを受け付ける方法		0	
		の法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員 及び株主に関する情報であって、かつ、本人又は当該法人その他の団体の台 によって公開又は公表された情報を提供する場合であって、b)の1)~6)で示す 事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知するか、 又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき			
		d)特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの 金部又は一部を委託するとき			
		e)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき			
		が個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、 A3.4.2.7に規定する共同利用について契約によって定めているとき		0	
		g)A、3.4.2.3のただし書きa)~d)のいずれかに験当する場合			
	(3)	ただし書きb)を適用する場合、必要な措置を講じる手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8	0	
	(4)	ただし書き。)を適用する場合、b)で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8	0	
	(5)	個人データを共同利用している場合、共同して利用する者の間で、A34.27に 規定する共同利用について契約によって定めるよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2,8	0	
	(6)	ただし書きのを適用する場合、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8	0	
A.3.4.2.8.1外国にある第三者への提供の制限	(1)	個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、 A3.4.25のa)~d)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方 法を通知し、本人の同意を得る手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8.1	0	
	(2)	本人の同意を要しないのは、A.3.4.2.3のe)~d)のいずれかに該当する場合及びその他法令等によって除外事項が適用される場合に限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8.1	0	
	(3)	ただし書きbを適用する場合、必要な措置を講じる手順が定められていること。			
e.	(4)	ただし書き。)を適用する場合、b)で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く手順が定められていること。		-	
A.3.4.2.8.2第三者提供に係る記録の作成など	(1)	個人データを第三者に提供した場合、(法令等の定めるところによって)記録 を作成、保管する手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8.2	0	
	(2)	記録を作成しなかったのは、A.3.4.2.3のa)~dのいずれかに該当する場合、又は以下の場合に限定していること。 a)個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合			
		b)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 の特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供さ れる場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共 同して利用する者の範囲利用する者の利用目的及び当該個人データの質理 について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知 するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。		0	
A.3.4.2.8.3第三者提供を受ける際の確認など	(1)	第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令等の定めるところに よって確認を行った記録を作成し、保管する手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8.3	0	
	(2)	確認の記録を作成、保管していないのは、A.3.4.2.3のa)~d)のいずれかに該当する場合、又はA.3.4.2.8.2のa)~c)のいずれかに該当する場合に限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.8.3	0	
A.3.4.2.9匿名加工情報	(1)	匿名加工情報の取扱を行うか否かの方針が存在すること。	個人情報保護規程 A.3.4.2.9	0	
		匿名加工情報を取り扱う場合、匿名加工情報の取扱いの手順を内部規程として文書化していること。		0	
	(3)	EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、加工方 法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人に とっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすルール・手順がある こと。		-	

		チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
A.3.4.3.1正確性の確保		個人データを、正確、かつ最新の状態で管理する手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.1	0	
	(2)	利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去する手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.1	0	
A,3,4,3.2安全管理措置	(1)	個人情報保護のための体制の一環として、安全管理体制が整備されていること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		入退管理の措置が規定されていること(社員や来訪者の記録、入退制限の措 置、全事業所についての規定等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		盗難等の防止の措置が規定されていること(携帯可能なコンピュータ等の盗難防止、スクリーンセーバーの起動、媒体の施能保管・廃棄等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		機器・装置等の物理的な保護について規定されていること(盗難、破壊、破 複、漏水、火災、停電、地震等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		機器・装置等の物理的な保護について規定されていること(電子化された個人 情報のバックアップ)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		アクセス権限の管理について規定されていること(ID・パスワードの発行・更新・廃棄の管理、アクセス権限等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		アクセスの記録について規定されていること(アクセスの監視とアクセスログの 取得・点検)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		不正ソフトウェア対策について規定されていること(ウィルス対策、セキュリティ パッチの適用等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		個人情報の移送・通信時の対策の措置がを規定されていること(授受の記録、リモートアクセスにおけるアクセス制限、インターネット・無線LAN等における暗号化等)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
		個人情報の持ち出し手段の制限の措置が規程されていること(個人情報をみだりに外部記憶媒体へ記録することの禁止、パソコンの持ち出しに関する規定を定めてあること、社内と社外の間の電子メールの監視について規定を定めてあること等)	個人情報保護規程 A.3.4.3.2	0	
A.3.4.3.3従業者の監督		従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない旨を規格に従い 規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.3	0	
		従業者との雇用契約時または派遣社員等の受入れ時における派遣事業者と の委託契約時に、個人情報の非關示契約を締結するよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.3	0	
	(3)	雇用契約または派遣社員等の受入れ時における派遣事業者との委託契約等 を締結する場合、非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにす るよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.3	0	
		個人情報保護マネジメントシステムに遠反した場合の措置に関する規定が整 備されていること。		0	
	(5)	ビデオ及びオンラインによる従業者のモニタリングを実施する場合、その措置の実施について規定していること。	個入情報保護規程 A.3,4,3,3	0	
A.3.4.3.4委託先の監督		個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、委託先と特定した利 用目的の範囲内で委託契約を締結する旨を規定していること。		0	
		委託先選定基準により委託先を評価するよう規定していること(定期的な再評 価を含む)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.4	0	
	(3)	委託先選定基準を定める手順及び見直しの手順が定められていること。 	個人情報保護規程 A.3.4.3.4	0	
		委託先選定基準により委託先を評価するよう規定していること(定期的な再評 価を含む)。	個人情報保護規程 A.3.4.3.4	0	
		次のa)~h)の内容が盛り込んだ契約書を締結する手順が定められていること。 と。	個人情報保護規程 A.3.4.3.4		
		a) 委託者及び受託者の責任の明確化 b)個人データの安全管理に関する事項 c)再委託に関する事項 d)個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度 e) 契約内容が遵守されていることを委託者が、定期的に、及び適宜に確認で きる事項		0	
		f)契約内容が遵守されなかった場合の措置 g)事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項			
	(6)	<u>い 契約終了後の特置</u> 委託契約に基づき、委託先を適切に監督する手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4,3.4	0	
		当該契約書などの書面を当該値人データのの保有期間にわたって保存する 手順を定めていること。	個人情報保護規程 A.3.4.3.4	0	
A.3.4.4.1個人情報に関する権利		保有個人データに当たらないものとして、次に掲げるいずれかに限定していること。 3)当該個人データの存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生 6)、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの 5)当該個人データの存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為 を助長する、又は誘発するおそれのあるもの 6)当該個人データの存否が明らかになることによって、国の安全が書されるお それ、他国若しくは国際機関との管頼関係が損なわれるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの 6)当該個人データの存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は 捜査その他の公共の安全及び秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの		0	
		保有個人データに該当しないが、本人から求められる利用目的の通知、朋 示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の 停止の請求などの全でに応じることができる権限を有する個人情報について も、保有個人データと同様に取り扱わなければならない旨が規定されていること と	個人情報保護規程 A.3.4.4.1	0	

		チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
A.3.4.4.2開示等の請求等に応じる手続	(1)	保有個人データの開示等の請求等に応じる手続として、次の事項が 文書化されていること。 。別示等の請求等の申出先	<u>関連する個人情報保護規程 A.3.4.4.2</u>	判址	1/2/
		b開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式 の方式 の別示等の請求等をする者が、本人又は代理人であることの確認の方法 d)A.3.4.4.又はA.3.4.4.5による手数料(定めた場合に限る。)の徴収方法		0	
	(2)	規格の○)の事項について、次の具体的手順を、それぞれ規定していること。) 申請者が本人である場合。 i) 申請者が本人の法定代理人である場合。) 申請者が本人の委任した代理人である場合。	個人情報保護規程 A.3.4.4.2	0	
	(3)	【保有個人データの開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人 に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない旨を規定し ていること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.2	0	
	(4)	本人からの請求などに応じる場合に、手数料を微収するときは、実費を勘察して合理的であると認められる範囲内において、その額を定める旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.2	0	
			AND A CANADA OF STRANSFORM		
A3.4.4.3保有個人データに関する事項の周知など	(1)	保有個人データに関し、次の事項を本人の知り得る状態(本人の請求などに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置いていること。 a)組織の氏名又はな称 b)個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所 鷹及び進絡先 c)全ての保存個人データの利用目的(A3.4.2.4のa)~c)までに 該当する場合を除く。) d)保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 o)当該組織が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該配定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先	個人情報保護規程 A.3.4.4.3	0	
		f)A.3.4.4.2によって定めた手続			
A.3.4.4.4保有個人データの利用目的の通知		本人から、当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求められた場合、選滯なくこれに応じるように規定していること。		0	
		利用目的を通知しないのは、規格が定めるただし書きの場合に限定している こと。		0	
	(3)	ただし書きにより利用目的を通知しない場合、本人に逐滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するよう定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.4	0	•
A.3.4.4.5保有個人データの開示	(1)	本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた場合 に、法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、本人に対し、 運滞無く応じるよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.5	0	
	(2)	開示の求めに応じないのは、規格が定めるただし書きの場合のみに限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.5	0	
	(3)	ただし書きにより利用目的を通知しない場合、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するよう定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.5	0	
A.3.4.4.8保有個人データの訂正、追加又は削除	(1)	本人から、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を求められた場合、法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該開示対象個人情報の訂正等を行わなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.6	0	
		本人から保有個人データの訂正等の請求を受けて訂正等を行った場合は、そ の盲及びその内容を本人に遅滞なく通知しなければならない旨を規定してい ること。		0	
	(3)	本人から保有個人データの訂正等の請求を受けたが応じなかった場合、その 旨及びその内容を本人に遅滞なく通知しなければならない旨を規定している した。	個人情報保護規程 A,3.4.4.6	0	
A.3.4.4.7保有個人データの利用又は提供の拒否権	(1)	本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等を求められた場合、これに応じなければならないと共に、措置を請じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知しなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.7	0	
	(2)	本人への回答内容(求めに応じない場合を含む)の承認手順が定められていること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.7	0	
	(3)	利用停止等の求めに応じないのは、次の場合のみに限定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.7		
		a)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 b)当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 b)法令に選反する場合		0	
	(4)	次のa)~o)のいずれかに該当する場合、本人に遅滞なくその旨通知するとともに、理由を説明しなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.4.7		
		a)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 b)当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 o)法令に選反する場合		0	
A.3.4.5認識	(1)	全ての従業者に対して、少なくとも年一回、適宜に教育を実施する手順が内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A.3.4.5	0	
	(2)	教育などに関する規定には、受講者の理解度を確認する手順が含まれていること。	個人情報保護規程 A.3.4.5	0	
	(3)	全ての従業者に対して、次のa)~d)の内容を認識させるよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.4.5		
		a)個人情報保護方針(内部向け個人情報保護方針及び外部向け個人情報保護方針) b)個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点 c)個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任 d)個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果		0	
A,3.5.1文書化した情報の範囲	(1)	個人情報保護マネジメントシステムの基本となる次のa)~f)の要素を書面で記述する旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3,5.1		
		a)内部向け個人情報保護方針 b)外部向け個人情報保護方針 c)内部規程 d)内部規程に定める手順上で使用する様式 o)計画書		0	
		のAT画書 (f) JISQ15001が要求する記録及び組織が個人情報保護マネジメントシステム を実施する上で必要と判断した記録			

	チェック項目	関連する個人情報保護規程等の項番	判定	コメント
(1)	規格が要求する全ての文書化した情報(記録を除く。)を管理する手順が、次 のa)~o)の事項を含む内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A.3.5.2		
	a) 文書化した情報(記録を除く。) の発行及び改正に関すること b) 文書化した情報(記録を除く。) の改正の内容と版数との関連付けを明確に オスーレ		0	
	。)必要な文書化した情報(記録を除く。)が必要なときに容易に参照できること			
(1)	するために必要な記録の管理についての手順が内部規程として文書化されて	個人情報保護規程 A.3.5.3	0	
(1)		個人情報保護規程 A.3.6	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(2)	本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行うための体 側の整備を行わなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.6	0	
(1)	各部門及び階層の管理者が定期的に、及び適宜にマネジメントシステムが適切に運用されていることを確認する手順、及び次の事項を含む是正処置の手順が内部規程として文書化されていること。 a)不適合の内容を確認する。 b)不適合の原因を特定し、是正処置を立案する。 o)期限を定め、立案された処置を実施する。 (d)実施された是正処置の結果を記憶する。 e)実施された是正処置の有効性をレビューする。	個人情報保護規程 A.3.7.1	0	
(2)	運用の確認において、不適合が確認された場合は、是正処置を行わなけれ ばならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.7.1	0	
(3)	個人情報保護管理者は、定期的に、及び適宜にトップマネジメントに運用の確 認の状況を報告しなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.7.1	0	
(1)	監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順が内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A.3.7.2	0	
(2)	個人情報保護マネジメントシステムのこの規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を少なくとも年一回、適宜に監査しなければならない旨を規定していること。	個人情報保護規程 A.3.7.2	0	
(3)	内部監査員は、自ら所属する部門を内部監査しないよう規定されていること。	個人情報保護規程 A.3.7.2	0	
(1)	マネジメントレビューを実施する手順が内部規程として文書化されていること。	個人情報保護規程 A.3.7.3	0	
(2)	少なくとも年一回、適宜にマネジメントレビューを実施するよう規定されていること。	個人情報保護規程 A.3.7.3	0	
(3)	マネジメントレビューを実施するにあたり、次のa)~g)の事項がインブットされるよう規定していること。	個人情報保護規程 A.3.7.3		_
	a)監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告 b)苦情を含む外部からの意見 c)前回までの見直しの結果に対するフォローアップ d)個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範の改正状況		0	
	e) 社会情勢の変化, 国民の認識の変化, 技術の進歩などの諮環境の変化 引組織の事業領域の変化			
(1)		個人情報保護規程 A.3.8		
	a)不適合の内容を確認する。 b)不適合の原因を特定し、是正処置を立案する。 c)期限を定め、立案された処置を実施する。 d)実施された是正処置の結果を記録する。 e)実施された是正処置の有効性をレビューする。		0	
	(2) (2) (3) (1) (2) (3) (3)	 (1) 規格が要求する全ての文書化した情報(記録を除く)の音響であ手順が、次ののつの事項を含む内部規程として文書化されていること。 a) 文書化した情報(記録を除く。)の発行及び改正に関することり文書化した情報(記録を除く。)の発行及び改正に関することの必要な文書化した情報(記録を除く。)の数字の内容と版数との関連付けを明確にすること。 (1) 超人情報保護マネジメントンステム及びこの規格の要求事項への適合を実証するために必要な記録の管理についての手順が内部規程として文書化されていること。 (2) 本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う手順が内部規程として文書化されていること。 (2) 本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う手順が内部規程として文書化されていること。 (3) を創門及び障障の管理者が定期的に、及び適宜にマネジメントシステムが適切に適用されていることを確認する。かって適合の内容を認定する。かって適合の内容を認まる。の実施された是正処置の結果を記録する。の実施された是正処置の有効性をレビューする。 (4) 優別保護管理者に、定期的に、及び適宜にトップマネジメントに運用の確認において、不適合が確認された場合は、是正処置を行わなければならない首を規定していること。 (5) 個人情報保護管理者は、定期的に、及び適宜にトップマネジメントに運用の確認の状況を報告しなければならない首を規定していること。 (6) 個人情報保護で表ジメントシステムのごの技格への適合状況及び個人情報保護でネジメントシステムの運用状況を少なくとも年一回、適宜に監査しなければならない首を規定していること。 (7) 本の計画及び実施、輸果の報告並びにこれに伴う配録の保持に関する責任及び権限を定める手順が内部規程として文書化されていること。 (8) 内部整査員は、自ら所属する部門を内部を重しないよう規定されていること。 (9) 本のよう規定とれていること。 (10) 本のより、対のより、対のより、対のより、対しましていまったともで、対別からの意見の対理をである。の実施するとの協定は、対するフォローアップの関係性でいること。 (11) なるとも年一回、適宜にマネジメントシステムの適用が流の事項がの変化、対のないに対し、対しまでは、対しまが対しましましましましましましましましましましましましましましましましまし	(1) 規格が要求する全ての文書化した情報(記録を除く。)のかっのかっ変素を含む時期提出して文書にむているとと。 3) 文書化した情報(記録を除く。)の発行及び改正に関するとと 1) 文書化した情報(記録を除く。)の発行及び改正に関するとと 1) な者にした情報(記録を除く。)の発力及び改正に関するとと 1) 組入情報(記録を除く。)の発力及なきに参易に参議できるとと 1 組入情報の取扱い及び個人情報後疑マネジメントシステム及びこの規格の要求事項への適合を実証 1 まために必要な記録の管理についての手順が内部規格として文書をおれて 1 個人情報の取扱い及び個人情報後疑マネジメントシステムに関して、本人か 5 合との言言を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う手順が内部規 2 本人からの言情及び目標を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行うための体 例の整備を行わなければならない皆を規定していること。 2 本人からの言情及び開催を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行うための体 例の整備を行わなければならない皆を規定していること。 3 の事情を対していることを確認する手順、及び次の事項を 含った正型の音が表して、発生したされいること。 3 の事情を対していること。 3 の事情を対していること。 3 個人情報保護規程 A3.7.1 個人情報保護規程 A3.7.1 個人情報保護規程 A3.7.1 個人情報保護規程 A3.7.1 個人情報保護規程 A3.7.1 個人情報保護を取り、定義がたた是正規値の報理を影響する。 3 選集的なれた是正規値の報理を影響する。 3 選集の状況を報告となければならない管を規定していること。 2 運用の確認において、不適合が確認された場合は、是正の理を行わなければならない管を規定していること。 3 個人情報保護理器 A3.7.1 個人情報保護規程 A3.7.2 個人情報保護規程 A3.7.2 個人情報保護規程 A3.7.2 個人情報保護理を完める手順が内部規程として文書化されていること。 2 個人情報保護理を定める手順が内部規程として文書化されていること。 3 日人情報保護理でスジメントシステムのごの規格への適合を状況を収していること。 4 イギシメントシステムの運用状況を少なくとも中 回、適宜に基金しない。 4 イギシメントシステムの運用状況を少なくとも中 回、適宜に基金しない。 4 イギ保護規程 A3.7.3 個人情報保護規程 A3.7.3 はならない皆を規定していること。 2 かなととを中 回、適宜にマネジメントシステムの運用状況を少なくとも中 回、適宜に基金しない。 3 内部変変見は、自ち所属する影門を内閣監査とないまる。 3 本ジメントレビューを実施することの場合を対し続いる意見。 3 計画者での見正しの検集に対するとかーファーフップ 3 他、情報の取扱いに関する法を、国の定める情報での確定はの変化 自動情報での影型、の意見、およれた成者の選集をとして、またいの選をで表する。 3 は、日本の事を保証の変化、技術の取扱いに関する法を、2 正を確定を立まることの内容を注記する。 3 は、日本の事を保証の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、技術の政策の変化、対域を変化が変化していませんなどの表述を表しませんなどの表述を表しませんなどの表述を表しませんなどの表述を表述を表しませんなどの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	(1) 接続が要求する全ての文書化上に情報(記録集除法)、を管理すると乗ぶ、次の一のの事項を含の内部競技として文書化わていること。



内部監査の名称	2022年 PMS定期内	部監査				
吃太一 一	☑ JIS Q 15001:2017 5	要求事項	への「適	合状況監査」		
監査テーマ	□ 個人情報保護マネシ	ジメント	システムの)「運用監査」		
代表者による計画の	5	0099 年 月	5月25日			
承認日		1022 + 6) Д 20 Ц			
被監査部門(運用監査	任王	1 人情想4	呆護管理者	4		
のみ)	IIE	17人1月 年以7	不受日生日			
監査実施日/監査実	20	199 年 月	5月25日	1		
施期間	20	722 + 6) /J Z0 F			
監査人名	線崎 千里		監査人	業務		
	777.47		の部門	JC123		
	チェックリストを用いて	、ヒアリ	リング、関	連文書の確認および現		
監査結果概要	場観察を行った。					
	概ね PMS に沿った運用	を行って	ている。			
指摘事項	特になし					
改善指示事項案	特になし					
代表者への実施結果 報告日	2022年5月25日	***************************************				

個人情報保護監査チェックリスト(運用状況の監査・保護管理者用)

被監査部門:個人情報保護管理者

監查人:部署名 業務 氏名 線山高 千里





監査実施日: 2022/5.25

		O:適合、×:	不適合、	、一:該当なし		
	チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等
A3.	1.1 一般					
(1)	A.3.2からA.3.8の管理策について定めた 手段に従って承認していること又は承認 のために定めた手段が説明できること	得たことが確認できる記録 ・承認のために定めた手段の説明 - 個人情報保護運用チェックリスト - 内部監査計画書 - 個別監査計画書 - 内部監査報告書	0		A3.1.1 一般	
A.3	.2.1 内部向け個人情報保護方針					
(1)	トップマネジメントは個人情報保護目的を 説明できること	・トップマネジメントによる説明 - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 - 従業者個人情報の取扱いについて - 採用応募者の個人情報保護の取扱い について	0		A.3.2.1 内部向け個/ 情報保護方金	
50000000	トップマネジメントは内部向け個人情報保護方針を文書化した情報を組織内に伝達し必要に応じて利害関係者が入手可にするための措置を講じていること	・トップマネジメントによる説明 - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 - 採用応募者の個人情報保護の取扱い について ・措置 - 就業規則 - 従業者個人情報の取扱いについて	0			
A.3	.2.2 外部向け個人情報保護方針	•				
	トップマネジメントは外部向け個人情報保護方針を文書化した情報について一般の人が入手可能な措置を講じていること	・トップマネジメントによる説明 ・措置 - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文	0		A.3.2.2 外部向け個ノ 情報保護方針	
	.3.1 個人情報の特定					
(1)	個人情報を管理するための台帳を整備	・個人情報の特定に関する記録	0		A.3.3.1 個人情報の特	等
(2)	していること 個人情報の特定に関する記録	(A.3.5.3a)) ・個人情報の特定に関する記録			定	
	(A.3.5.3a))	(A.3.5.3a))	0			
A.3	.3.2 法令、国が定める指針その					
	法令等を特定し参照していること	・法令国が定める指針その他の規範の 特定に関する記録 (A.3.5.3b)) - 個人情報保護に関する法令規範一覧	0		A.3.3.2 法令、国がなめる指針その他の規範	
	.3.3 リスクアセスメント及びリスク					
	個人情報保護リスクを特定し分析していること	対策に関する記録 (A.3.5.3c)) - 個人情報リスク分析対策表	0		3.3.5 内部規程	
	特定した個人情報保護リスクに対して現 状で実施し得る対策が講じられていること	- 個人情報保護運用チェックリスト	0	6		
8	未対応部分を残留リスクとして把握し管 理していること	・個人情報保護リスクの認識分析及び 対策に関する記録(A.3.5.3c)) - 個人情報リスク分析対策表	Q			
(人情報保護リスクの特定分析及び講 じた個人情報保護リスク対策を少なくと も年一回適宜に見直していること	・個人情報保護リスクの認識分析及び対策に関する記録 (A.3.5.3c))- 個人情報リスク分析対策表	0			
A.3	.3.4 資源役割責任及び権限					
(1)	トップマネジメントが個人情報保護のための人的資源を説明できること	- 個人情報保護体制図 - 緊急連絡網	0		A.3.3.4 資源役割責行 及び権限	£
	個人情報保護幣杏責任者と個人情報保護管理者とは異なる者であること	・体制 - 個人情報保護体制図	0			
	.3.5 内部規程					
	事業の内容に応じて個人情報保護マネジメントシステムが確実に適用されるように内部規程を改正していること	・内部規程の更新履歴 - 内部監査報告書	0		A.3.3.5 内部規程	
A.3	.3.6 計画策定					
(1)	個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために少なくとも年一回次の事項を含めて必要な計画を立案し文書化していること a教育実施計画 b)内部監査実施計画		0		A.3.3.6 計画策定	
	.3.7 緊急事態への準備	NEW COLOR THREE CO. ST. A.Z. (1			1 0 0 7 57 7 47	
(1)	A.3.3.7緊急事態への準備	・運用の確認の記録(A.3.5.3i) (例) ・緊急事態に対応した記録 - 個人情報保護体制図 - 緊急連絡網 - 緊急事態対応記録	0		A.3.3.7 緊急事態へ 準備	D
		1 1210 7 10 11 10 HD 34				

O:適合、×:不適合、—:該当なし

チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等
しその目的の達成に必要な 範囲内において取扱いを行っていること	個人情報の特定に関する記録(A、3.5.3a) - 個人情報管理台帳 ・利用目的の特定に関する記録 (A.3.5.3e) - 個人情報管理台帳 ・通知又は公表の記録(A.3.4.2.4) ・本人に明示した書面(A.3.4.2.5)	0		A.3.4.2. 利用目的の特 1 定	
な限り具体的に明らかにしていること		0			
	・個人情報の取得利用及び提供に関する規定(A.3.3.5f)) - 保有個人データ開示等請求書 ・通知又は公表の記録(A.3.4.2.4) - 本人に明示した書面(A.3.4.2.5) - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 ・個人情報の特定に関する記録 (A.3.5.3a) - 個人情報管理台帳	0		A.3.4.2. 適正な取得 2	
A.3.4.2.3 要配慮個人情報					
(1) 新たに要配慮個人情報を取得利用又は 場供並びに要配慮個人情報のデータを 供する場合あらかじめ書面による本 、の同意を得ていること	- 従業者個人情報の取扱いについて 例外事項により同意は得ていない	0		A.3.4.2. 要配慮個人情 3 報	
A.3.4.2.4 個人情報を取得した場合の(1)個人情報を取得する場合個人情報の取得の場面に応じてあらかじめその利用目的を公表している又は取得後速やかにその利用目的を本人に通知又は公表していること	 通知又は公表の記録(A.3.4.2.4) 個人情報保護方針 個人情報以間する公表文 新規個人情報取得申請書 個人情報取扱変更等申請書 	0		A.3.4.2.4 個人情報を取得した場合の 措置	
A.3.4.2.5 A.3.4.2.4のうち本人から直 (1) 本人から直接書面によって取得する場合A.3.4.2.4の措置を講じていること	接書面によって取得する場合の ・通知又は公表の記録(A,3.4.2.4)等 - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 - 新規個人情報取得申請書	措置		A.3.4.2.5 A.3.4.2.4のうち 本人から直接 審面によって 取得する場合 の措置	
(2) 本人から書面に記載された個人情報を 直接取得する場合には少なくとも次に示す事項又はそれと同等以上で本人に明 示し書面によって本人の同意を得ていること。 。)組織の名称又は氏名。 b)個人情報保護管理者では、名の人間人情報を第三者に提供することが、 予定される場合の事項。 一定共する場合の事項。 一提供するに提供することが、 予定される場合の事項。 一提供する相談の指揮及び連絡が、 予定される場合の事項。 一提供する明報の現状に関する主は提供を受ける者の組織の種類及び連絡がある場合は、 を受ける者の組織の種類及び連絡がある場合はその皆。 。)個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその皆の以ないの委託を行うことが予定される場合にはその皆の人情報の取扱いに関する場合にはその情が表に応じる皆及び問合せ窓口。 が不要に応じる皆及び問合せ窓口。 の情報を与えなかった場合にはその請求等に応じる結果。 に生じる結果。 い本人が容易に知覚できない方法に	・本人に明宗した書面(A.3.4.2.5) - 個人情報保護する公表文 - 個人情報保護する公表文 - 本人の同意書面 - 従業者個人情報の取扱いについて	0		V)HE	
よって個人情報を取得する場合にはそ	<u> </u>	l	<u> </u>	ļ	
A.3.4.2.6 利用に関する措置 (1) 特定した利用目的の達成に必要な範囲 内で個人情報を利用していること	・通知又は公表の記録(A.3.4.2.4)又は本人に明示した書面(A.3.4.2.5) - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 ・ 個人情報の特定に関する記録 (A.3.5.3a)) - 個人情報管理台帳	0		A.3.4.2.6 利用に関する 措置	
特定した利用目的の達成に必要な範囲 を超えて個人情報を利用する場合はあ らかじめ少なくともA3.42.6のa)~行に示 す事項又はそれと同等以上の内容の事 項を本人に通知し本人の同意を得てい ること	本人への通知書面(A.3.4.2.6) - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文	0			

	O:適合、×:	不適合	、一:該当なし		
チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等
A.3.4.2.7 本人に連絡又は接触する	場合の措置				
(1)個人情報を利用して本人に連絡又は接触する場合には本人に対してA34.2.5 のe)や引に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項及び取得方法を通知し本人の同意を得ていること	・本人への通知書面(A.3.4.2.7)・本人の同意書面	0		A.3.4.2.7 本人に連絡又は接触する場合の措置	
(2) 共同して利用する者から個人情報を取得する場合であって共同して利用する者がA3.4.2.7d)の措置を講じない場合本人に対してA3.4.2.5のe)~f)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項及び取得方法を通知し本人の同意を得ていること	・本人への通知書面(A.3.4.2.7) ・本人の同意書面	0		·	
A.3.4.2.8 個人データの提供に関する	る措置				
(1) 個人データを第三者に提供する場合にはあらかじめ本人に対してA.34.26のa) ~ 切に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項及び取得方法を通知し本人の同意を得ていること	- 本人への通知書面(A.3.4.2.8) - 本人への通知書面(A.3.4.2.8) - 本人の同意書面 - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文 - 保有個人データ開示等請求書	0		A.3.4.2.8 個人データの 提供に関する 措置	
(1) 個人データを共同利用している場合共同して利用する者の間でA、3.4.2.7に規定する共同利用について契約によって定めていること	・共同利用についての契約(A.3.4.2.8f)) - 個人情報保護方針 - 個人情報に関する公表文	0			
A.3.4.2.8.1 外国にある第三者への打				1 2 4 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
(1) 外国にある第三者に個人データを提供する場合あらかじめ外国にある第三者のの提供を認める旨の本人の同意を得いること	・本人の同意書面	-		A.3.4.2.8 外国にある第 三者への提供 の制限	_
A2.8.2 第三者提供に係る記録の					
(1)個人データを第三者に提供した場合記録を作成保管していること	・作成した記録(書面又は電子データ・記録すべき事項がログPアドレスなどの一定の情報を分析することによって明らかになる場合にはその状態) - 保有個人データ解示等請求書	0		A.3.4.2.8 第三者提供に 係る記録の作 成など	
A.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の					
(1) 第三者から個人データの提供を受ける に際しては確認を行った記録を作成し 保管していること	・作成した記録 - 新規個人情報取得申請書 - 個人情報取扱変更等申請書	0		A.3.4.2.8 第三者提供を 受ける際の確 認など	
A.3.4.3.1 正確性の確保					- Am
(1) 個人データを正確かつ最新の状態で管理していること	(A.3.3.59))に定めた記録 - 個人情報管理台帳 - 新規個人情報取得申請書 - 個人情報取扱変更等申請書	0		A,3.4.3.1 正確性の確保	
(2) 利用する必要がなくなった個人データを 消去していること	- 個人情報の特定に関する記録 (A.3.5.3a)) - 個人情報の適正管理に関する規定 (A.3.519))に定めた記録 - 個人情報管理台帳	0			
A.3.4.3.2 安全管理措置 (1)取り扱う個人情報の個人情報保護リス	個し修器保護リスクの認識会析及び対			A.3.4.3.2 安全管理措置	
(I) 似り状で個人情報の個人情報休蔵リス グに応じた安全管理措置を講じていること	個人情報保護サスクの認識が有及び対策に関する記録(A,53,5a)) - 個人情報管理台帳 - 個人情報的な力析対策表 - 内部規程に定めた記録 - 内部規程に定めた記録 - 内部競査計画書 - 個別情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育計画書 - 世級大学の大学の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	0		A.3.4.3.2 女王旨·延信息	
A.3.4.3.3 従業者の監督 (1) 個人データを取扱う従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていること	個人情報の適正管理に関する規定 (A.3.3.59))に定めた管理手段 - 就業規則 - 個人情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育受講者名簿 - 個人情報保護教育実施記録	0		A.3.4.3.3 従業者の監督	

O:適合、×:不適合、--:該当なし

			(小週台	、一:該当なし		
(1) 受新たる主義が、表示できから、		確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等
# 1						
	(1) 委託先選定基準に基づいて委託先を選				A.3.4.3.4 委託先の監督	
	定している		l _			
20			O			
(2) 新生産を受している。						
□ 3. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	(2) 委託先と特定した利用目的の範囲内で				•	NAME AND
1.	委託契約を締結していること					
3.			O			
(2) 次に3.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.9年 (19.94 (19			-			
日本代によったは、2016年7月11日 日本代表の対象と対象を対象と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(3) 次に示す事項が盛り込まれた契約を締					*****
小型大データの変を発生を発生を発展		- 個人情報委託先管理台帳				
□ (日本)						
			ł			
古典学者が発生した場合の報告報告に対している報告の に対する報告と呼吸であれていること 日本			0			
一個						
日本の		1	1			
小規模を了他の設備						
(4)金主の英族が所書かな体定されていると						
● 古田田田	n)契約終了後の措置 /// 今での系は生が浮れた/独立されてい				}	<u>-</u>
② デース・ファック で						
(5) 美元保持の書所は練刊・一夕の春末別 - 秀丘人信息/特徴の利用目的が確認できる機関と作品という。 できた観光を大き報告性 - 女人権を選手機 - 女人権を受ける - 女人権を選手機 - 女人権を選手機 - 女人権を選手機 - 女人権を選手機 - 女人権を選手機 - 女人権を受ける - 女人権を選手機 - 女人権を選手機 - 女人権を受ける - 女人人を受ける - 女人権を受ける - 女人権を受ける - 女人人権を受ける - 女人人権を受ける - 女人人権を受ける - 女人人人を受ける - 女人人を受ける - 女人人人を受ける - 女人人を受ける - 女人人人を受ける - 女人人を受ける - 女人人を受ける - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人人を与なる - 女人を与なる - 女						
(8) 製売製作・医力を変死の表接例に要す		・委託した個人情報の利用目的が確認				
(○ 委託契約に基づき委託分を確切に関する権利	『にわたって保存されていること		0			
(6) 委託保険に基づき素料の香港等に関する権利 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		- 個人情報安託先官埋台帳 - 個人情報管理会帳				
A.3.4.4 種人情報に関する種類	(6) 委託契約に基づき委託先を適切に監督				ŀ	
A.3.4.1 個人情報に関する機利		録				
- 個人情報に関する権利 - 個人情報に関する場合の - 個人情報に対象 - 一人情報に対象 - 一人情報に対象 - 個人情報に対象 - 一人情報に対象 - 一人情報						
A 3.4.4.1 個人情報に関する権利 ((1) 本人から静雨等の背政等を受い合けた 保着人子・少に関する場所等(利用語) おりましたが表現が出し、 (1) 本人が自動であるか別別以に対している。 (1) 本人が自動であるか別別以に対している。 (1) 本人が自動であるか別別以に対している。 (1) 本人が自動であるが別別以に対している。 (1) 本人が自動であるが別別が、自動であるが表現が、自動であるが表現が、自動であるが表現が、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であると思かられる範囲内においてもの様々変している。 (2) 本人が自動を対している。 (2) 本人が自動を対している。 (3) 本人が自動を対している。 (4) 本人では対している。 (4) 本人のものまたが、自動であるが、自動である。 (4) 本人のものまたが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動である。 (4) 本人が自動を表したいでは、対している。 (4) 本人のものまたが、自動であるが、自動であるが、自動であるが、自動である。 (4) 本人が協助される場合は、人が生の者を表している。 (4) 本人が提出される場合は、人が生の者を表している。 (4) 本人が提出される場合は、人が生の者を表している。 (4) 本人が提出される。 (4) 本人が提出されている。 (4) 本人が認用される。 (4) 本人が提出されている。 (4) 本人が認用される。 (4) 本人が提出される。 (4) 本人が関いたい。 (4) 本人が関い、 (4) 本人が関い、 (4) 本人が関い、 (4) 本人が関い、 (4) 本人が関い、 (4) 本人が関い、 (4) 本人が、 (Ì		~			
A.3.4.1 個人情報に関する権利						
(3) 本人から開茶年の前東等を受け付け、保養商人データに関する展示等利用目	A.3.4.4.1 個人情報に関する権利			4-		***************************************
# からなきで見かる別様以内に具金する 動の選起間赤内線の対正を通常供の 技術によって通常なくたれに応じている 「世界の研究を受けている」と 「会有は大学・プ解示・参加表現の 「一個人内報信機器機関 「他の研究を受けている」と 「会有は大学・プ解示・参加表現の 「他の情報を表現の 「一個人の情報を表現の 「一個人の情報を表現した。 「一個人の情報を表現したる。」 「一個人の情報を表		保有個人データに関する開示等(利用目			A.3.4.4.1 個人情報に関	
一型人の指承を与いてきるのできない。	場合政令で定める期間以内に消去する	的の通知開示内容の訂正追加又は削				
□ 全人 (4人の (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)						
個人標本人 一個人標本保護性 一個人標本保護性 一個人情報保護性 一個人情報性			0			
○	1-2					
(1) 発名のおこれでは、大いでは、			ļ			
していること 日本人に当時では、日本人に当時では、日本人に当時である。 日本人に当事を発見を使する。 日本人に当事を発見を使する。 日本人に当事を発見を持ちたる場合に手奏が表していること 日本の 日本 日本の 日本日本 日本 日						
(2) 本人からの請求などに忠じる場合に手 教料を検抜するときは実養を勘案して 合理的であると認められる範囲所にお いてその観度を致していること (1) 本人から当該本人が鑑別される保有圏 本の利用目的の通知を うれた場合選添なくにれに応じている。 と (2) 本人から当該本人が鑑別される保有圏		- 個人情報保護規模	^			
(2) 木人から前球などに応じる場合に手 教報を徴収するときは変費を創象にす ・ロースをの観定をついること A.3.4.4 保有個人データの利用目的の通知に のイルーターのでは、対抗目的の通知を表 られた場合逐漸なくれに応じている。 と (2) 木人から当該木人が観測される保有個 ・カンた場合を選渉なくれに応じている。 と (3) 木人から当該木人が観測される保有個 ・おいた場合を表したのは以下の場合に限定した。 に設当する場合。 A.3.4.4 のたけに書きの一ののの選加を表 かられた場合をあって利用目的の通知を表 かられた場合をあって利用目的の通知を表 かられた場合とあって利用目的の通知を表 かられた場合とあって利用目的の通知を表 かられた場合とあって利用目的の通知を表 かられた場合とあって利用目的の通知を表 かられた場合となって利用目的の通知を表 の様といの様は下の場合に限定していること A.3.4.4.4のただし書きの一のいずれかに に設当する場合。 A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに表 カンドルのはカイテクの利用目的が明ら かの場合、 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに表 カンドルの場合に関連によっている。 (4) 本人が優別されて適定が、その目を通 カンドルの場合に対しました。 第一個人データの関係。 (5) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに表 カンドルの場合に対しました。 (6) A.3.4.4.5 保有個人データに関する原本等利用 自かの通知期に内容 のが、自然保護機能を制図 (7) 本人が信服された復有個 人の名。(8) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	四黒な具体を訴するものとなりないよう 配慮していること		V		ताश्राः ।	
数料を微収するときは実費を勘案して 伝人情報促養援建程 公理 公理 公理 公理 公理 公理 公理 公			1			
会理的であると認められる範囲内においてその経定的でいること A.3.4.4 保有個人データの利用目的の通知 人データについて利用目のの通知を決 うった場合運港なくこれに応じている こ ② 本人から当該本人が振列される保有個 人データの方な記録(A.3.5.3) 一個人情報保護規制図 ・優者個人データの方な記録(A.3.5.3) ・個人情報保護規制図 ・優者個人データの方な記録(A.3.5.3) ・個人情報保護規制図 ・優者個人データに関する開示等利用目的の通知を出 あられた場合であって利用目的の通知を出 あられた場合であって利用目的の通知を出 あられた場合であって利用目的の通知を出 あられた場合であって利用目的の通知を出 おられたは、書き)へらのいずれがに 温する場合な人が優別される場合 A.3.4.4.4のただし書き)へのいずれがに 温する場合な人が優別を持つしていること A.3.4.4.4のただし書き)へのいずれがに 温するも含な場合 コースの利用目的が明ったの場所を実施制図 ・個人情報保護機制図 ・個人情報保護機関 「一人が影響を対していること」 ・個人情報保護機関 「一人が影響を対していること」 ・のの影響を対していること ・のの影響を対していること ・のの調解が高力のないでは、高いの、一般情報、保護機関 「人本のの解示の確認と受けた、海舎と自いの連和解示内容の可能を対していること ・のの場所が高が変と受けた。海舎と自いの連和解示内容の解示の強力を対していること ・のの場所が高が変とついていること ・のの場所が高が表している。こと ・のの場所が高がある。 ・のの場所が高が表している。 ・のの場間が高利用の係り入れば、自いの場所を利用目的の過期が一内容の可能は加工に対している。 ・のの場間が高利用の係り入れば、自いの場間が、利用目的の過期が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の過期が、利容の音楽機が、利用目的の音楽機が、利用目的の音楽機が、利用目的の音楽機が、利用目的の音楽機が、利用目的の音楽機が、利用目的では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		·				
N-4.4 保有個人データの利用目的の通知						
(1) 人 から思該本人が譲烈される保有個 (金有個人データに関する原示等(利用目 人データについて利用目的の)通知 (一分の利用目的 の)通知 (一分で利用目的の)通知 (一分で) (一分で	数料を徴収するときは実費を勘案して					
(1) 本人から当該本人が議別される保留	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお		0			
大データについて利用目的の通知を求	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること	- 個人情報保護規程	0			
○ A. A. 4.5 保存個人データの開示 (2) A. 3. 4.4.5 保存個人データの開示 (4) 保育銀火産機・利図 カス・4. 5 保存個人データの開示の脅力を選出を使用していること 知可るとともに理由を使用していること 和別の研究を選択を入り、一般、情報、保護機・利図 A. 3. 4.4.5 保存個人データの開示 していること A. 3. 4.4.5 保存個人データの開示 したいるとともに理由を使用していること 相関を使用していること のは、対象を表している。 は、 3. 4.4.5 保存個人データの利用目的が明ら がな場合 (3) A. 3. 4.4.5 保存個人データの利用 目的の通知に対するとともに理由を使用していること を	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目	- 個人情報保護規程 的の通知				
(②) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知的を対しているととの語が、場合したが出来を受していると、A3.4.4.5 保有個人データの制定を対していると、A3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当なるともに理由を説明していることの類別示内容の訂正追加又は、例解利用ののよって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合、A3.4.4.4.0元だと書きのでのいずれかに該当な場合、A3.4.4.4.0元だし書きのでのでは、A3.5.3㎡、利用目的の通知解示内容の訂正追加又は、例像上の静泉栄養への対応記録、A3.4.4.4.0元だし書きのいずれかに該当する場合本人に選帯なくその管を通知するとともに理由を説明していることの説明、例解利用の停止又は消失策略を判している。 保有個人データの開示 (A3.5.5.3㎡) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機能 - 一個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 一個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報保護機能 - 個人情報 - 一個人情報 -	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目				
個人情報保護規程 個人情報保護規程 個人情報保護規程 日報 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目 的の通知開示内容の訂正追加又は削			タの利用目的	
(2) 本人から当該本人が識別される保有圏	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 られた場合遅滞なくこれに応じている	- 個人情報保護規程 的の通知 保存個人データに関する開示等(利用目 的の通知開示内容の訂正追加又は削 除利用の停止又は消去第三者提供の			タの利用目的	
(2) 人人から当該本人が線別される保有個 (集有個人データに関する開示等(利用 日かの通知開示内容の訂正追加又は 自) 脈外利用の停止のは測去第三者提供 を必要としないのは以下の場合に限定 (のを止の請求等への対応記録 に該当する場合 (A.3.4.30の)によって当該本人が識別される保有個人データの制用目的が明ら ため (基) (A.3.4.30の)によって当該本人が識別される保有個人データの制用目的が明ら ため (基) (A.3.4.30の)によって当該本人が識別される保有個人データに関する財子の利用目的が明ら ため (基) (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (個人情報保護体制図 (A.3.5.37) (M.3.5.37) (M.3	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 られた場合遅滞なくこれに応じている	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の (停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程			タの利用目的	
人データについて利用目的の通知を次 められた場合であって利用目的の通知 を必要としないのは以下の場合に限定 していること していなことともいっかは対する場合 A3.4.4.3.0のによって当該本人が識別される保有個人データがある場合 A3.4.4.3.0のによって当該本人が識別される保有個人データに関する開示等(利用目的の諸東等への対応記録 (3) A,3.4.4.4.0ただし書きのいずれかに該当する場合本人に選挙なくの管理の請求等への対応記録 知するとともに理由を説明していること (3) A,3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の請求等への対応記録 (A,3.5.3)) 一個人情報保護機構 の等よの前示の語が定められている保有個人データの開示 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容 の対応によって特別の手続が定められているよと ま面によって情別の手続が定められていること (2) A,3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当する場合を除さ本人に対し遅滞なく。 電」では発展性が制図 (2) A,3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当する場合を除さ本人に対し遅滞なく。 する場合を除さ本人に対し遅滞なく。 は記述は、は選帯なくの管を通知するとは、に選帯なくの管を通知するとともに理由を説明していること (2) A,3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当する場合を終さ本人に対し遅滞なく。 は記述は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 られた場合遅滞なくこれに応じている	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削 除利用の停止又は消去第三者提供の 停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程			タの利用目的	
あられた場合であって利用目的の通知 を必要としないのは以下の場合に限定 していること A3.4.2.4のただし書き。)~○)のいずれか に該当する場合 A3.4.4.3の心によって当該本人が認別される保有個人データの利用目的が明ら かな場合 (3) A,3.4.4.4のただし書きのいずれかに該 当する場合本人に選滞なくその旨を通知 知するとともに理由を説明していること (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 うれた場合遅滞なくこれに応じている	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削 除利用の停止又は消去第三者提供の 停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機を制図 - 保有個人データ開示等請求書			タの利用目的	
していること	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求られた場合遅滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個 (2) 本人から当該本人が識別される保有個	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂定加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の踏水等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 保有個人データ開示等請求書 ・保有個人データに関する開示等(利用			タの利用目的	
A3.4.2.4のただし書きる)~c)のいずれかに設当する場合	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内にお いてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求 うれた場合遅滞なくこれに応じている こ (2) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 められた場合であって利用目的の通知を求 められた場合であって利用目的の通知	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止又は消去第三者提供の停止の情報保護規程 - 個人情報保護機制図 - 保有個人データ開家等請求書 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は) 明新用の停止又は消去第三者提供	0		タの利用目的	
としていない保存個人データがある場合	数料を徴収するときは実費を勘案して 合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 うれた場合返滯なくこれに応じている こ (2) 本人から当該本人が識別される保有個 人データについて利用目的の通知を求 められた場合であって利用目的の通知を求 められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 削削利用の停止又は消去第三者提供 の停止)の請求等への対応記録	0		タの利用目的	
A3.4.4.3の向によって当該本人が識別さ	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求られた場合遅滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること	- 個人情報保護規程 「内の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) ・個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機体制図 - 保有個人データ開東する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 肖明除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録 ((A.3.5.3f))	0		タの利用目的	
れる保有個人データの利用目的が明らかな場合 ことの説明	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~c)のいずれか	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機利図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削り除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の管止ので請求等への対応記録(A.3.5.3f)) ・利用目的の通知を求められたが通知	0		タの利用目的	
個人情報保護体制図	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求られた場合遅滞なくこれに応じていること (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4.0かただし書きa)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3ののによって当該本人が識別さ	一個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) 一個人情報保護規程 ・保有個人データ原別示等語素書 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は肖別除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) ・利用目的の通知アはは一分に関する所に追加では当りに対していない保有個人データがある場合A.3.4.4.4.4.4.4.4.1。 「個人情報保護規程 ・保有個人データがある場合A.3.4.4.4.4.4.4.1。 「日本語表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	0		タの利用目的	
(3) A.3.4.4.4.40ただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通用的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の請求等への対応記録(A.3.5.37) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護体制図 A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データに関する開示等(利用日人 クの開示の商譲求を受けた場合法令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なく書面によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なく書面によって開示していること (2) A.3.4.4.5のただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること (4) 保有個人データに関する開示等(利用日的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f))	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求られた場合遅滞なくこれに応じていること (2) 本人から当該本人が識別される保有収められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合 A.3.4.3.0。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明ら	- 個人情報保護規程 内の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機制図 - 保有個人データ院関示等請求書 ・保有個人データ院関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 肖別除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知を求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A.3.4.4.40ただし書きに該当していることの説明	0		タの利用目的	
当する場合本人に選滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求られた場合遅滞なくこれに応じていること (2) 本人から当該本人が識別される保有収められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合 A.3.4.3.0。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明ら	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 肖明除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) ・利用目的の通知を求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A.3.4.44のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護規程	0		タの利用目的	
知するとともに理由を説明していること 削除利用の停止又は消去第三者提供 の停止の請求等への対応記録 (A.3.5.3f) (A.3.5.3f) (A.3.5.3f) (A.3.5.3f) (A.3.5.3f) (A.3.6.3f) (A.	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求った。場合 遅滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を収められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.3.0.0)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目のの通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機制図 - 保有個人データ開示等請求書 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削り除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録 (A.3.5.3f) ・利用目的の通知を求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A.3.4.4.4のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程	0		タの利用目的	
(A.3.6.3f) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護体制図 A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データに関する開示等(利用目 人データの開示の商家を受けた場合法 令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なく 書面によって附示していること (2) A.3.4.5のただし書きのいずれかに該当 する場合本人に遅滞なくその旨を通知 対の通知開示内容の訂正追加又は削 かの通知開示内容の訂正追加又は削 かる場合本人に遅滞なくその旨を通知 対の過知開示内容の訂正追加又は削 かるともに理由を説明していること (A.3.5.3f) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護体制図 (A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (A.3.4.5 保有個人データの開示 (A.3.4.5 保有個人データの開示 (A.3.4.5 保有個人データの開示 (A.3.4.5 保有個人データに関する開示等(利用目 かの通知開示内容の訂正追加又は削 かの通知開示内容の訂正追加又は削 除利用の停止又は消去第三者提供の	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求っれた場合逐滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合 A.3.4.3.0。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該	- 個人情報保護規程 内の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止又は消去第三者提供の停止の誘求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護機制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は消場所決計をでは、100円では、	0		タの利用目的	/Miles
- 個人情報保護規程 - 個人常用の傳止又は	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を放められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~o)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3のによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通	- 個人情報保護規程 内の通知	0		タの利用目的	
A.3.4.4.5 保存個人データの開示	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を放められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~o)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3のによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通	- 個人情報保護規程 内の通知 (保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人有個人データ開示等語彙 - 保有個人データ開示等部別示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加名提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知をよび消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知をよび消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知と求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A.3.4.4.4.4.0.ただし書きに該当していること個人情報保護規程 - 個人情報保護機制図 ・保有個人データに関する開示等(利用目的原通知開示内容の訂正追加表現に関係を表現の通知開示内容の訂正追加表現に利用目的原子、の対応記録	0		タの利用目的	
A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個 人データに関する開示等(利用 人データの開示の請求を受けた場合法 令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なく書面によって開示していること 保有個人データに関する開示等(利用目 する場合本人に遅滞なくその旨を通知 的の通知開示内容の訂正追加又は削 かの通知開示内容の訂正追加又は削 かの通知開示内容の訂正追加又は削 がる場合本人に遅滞なくその旨を通知 的の通知開示内容の訂正追加又は削 するともに理由を説明していること 除利用の停止又は消去第三者提供の	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を放められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~o)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3のによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘動、等域機構を制度 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削別除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録((A.3.5.3f)) ・利用目的の通知関示内容の対応記録((A.3.5.3f)) ・利用目的の通知をよかられたが通知をしていない保有個人データがある場合A.3.4.4.4のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護人子一夕に関する開示等(利用目的の通知開示内容の計正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録 (A.3.5.3f))	0		タの利用目的	
人データの開示の請求を受けた場合法 令の規定によって特別の手続が定めら れている場合を除き本人に対し遅滞なく 書面によって開示していること (2) A.3.4.5のただし書きのいずれかに該当 する場合本人に遅滞なくその旨を通知 するとともに理由を説明していること (2) トス・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リー	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を放められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~o)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3のによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 肖明除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録 (A3.5.3f)) - 利用目的の通知を求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A3.4.44のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護規程	0		タの利用目的	
令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し週滞なく消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) (2) A.3.4.4.5のただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通知的の通知開示内容の訂正追加又は削する場合本人に遅滞なくその旨を通知的の通知開示内容の訂正追加又は削するとともに理由を説明していること 除利用の停止又は消去第三者提供の	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有協大データについて利用目的の通知を多された場合逐滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること	- 個人情報保護規程 的の通知 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 肖明除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録 (A3.5.3f)) - 利用目的の通知を求められたが通知をしていない保有個人データがある場合A3.4.44のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護規程	0		タの利用目的	
れている場合を除き本人に対し遅滞なく消去第三者提供の停止)の請求等への	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3のo)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘動、等域機構を制度 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護人事の方面に追加又は判別除利用の停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) ・関大信息を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
書面によって開示していること 対応記録(A.3.5.3f)) 対応記録(A.3.5.3f)) (2) A.3.4.4.5のただし書きのいずれかに該当	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を通過を表す。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書きa)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.2.4のただし書きa)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.2.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A、3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 (3) A、3.4.4.0 ただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けた場合法	- 個人情報保護規程 的の通知	0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
(2) A.3.4.4.5のただし書きのいずれかに該当 保有個人データに関する開示等(利用目する場合本人に運滞なくその旨を通知 的の通知開示内容の訂正追加又は削するとともに理由を説明していること 除利用の停止又は消去第三者提供の	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有協大データについて利用目的の通知を変った。 (2) 本人から当該本人が識別される保有協大データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合へのは、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	- 個人情報保護規程 内の通知 (保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等等(不可して)の情報保護規制図 - 個人情報保護規制図 - 保有個人データ開張する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加名提供の停止)の請求等(不可しま)。 (以表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
する場合本人に運滞なくその旨を通知 的の通知開示内容の訂正追加又は削 するとともに理由を説明していること 除利用の停止又は消去第三者提供の	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求っれた場合 遅滞なくこれに応じていること (2) 本人から当該本人が識別される保有を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~c)のいずれかに該当する場合 A.3.4.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合 A.3.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有合法令の規定によって特別の下続が定める人データの開示で特別の下続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なら、カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・	- 個人情報保護規程 内の通知 (保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の情報保護機利制図 - 個人情報保護機利制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の対応記録(A.3.5.3f)) ・利用目的の通知開示内容の消光を記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知関示のでは当ま第三者と供の停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・利用目的の通知をよが通知をしていない保存個人データがある場合A.3.4.4.4のただし書といない保存個人データがある場合A.3.4.4.4のただし書との説明、個人情報保護技制図 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知関係に対応主要に対応主要に対しては、保存、例表の通知を表示が通知を表示が通知をしている。 「保有個人データに関する開示等(利用目的の通知関系の管理、以は、例解に対応では、保持、関する関示等(利用目的の通知関系の対応記録(A.3.5.3f)) ・個人情報保護は制図 ・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知関係に対応表述の対応記録(A.3.5.3f)) ・個人情報保護は制図 ・保有個通知関係は制度は、例解に対応表述を表述に対応表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
するとともに理由を説明していること 除利用の停止又は消去第三者提供の /	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有協大データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)~。)のいずれかに該当する場合へのは以下の場合に限定していること A.3.4.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明かな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合を設定とはでは、定該当する場合を記述されて当該本人が識別される保有個人データの利用目のが明めな場合 (3) A.3.4.4.5 保有個人データの利用 (1) 本人から当該本人が識別されるに認識するとともに理由を説明していること A.3.4.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有の規定によって特別の手続が定められている場合を除き本人に対し遅滞なく。 書面によって開示していること	- 個人情報保護規程 内の通知 (保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規制図 - 保有個人データ関示等語彙等(利用目的の通知開示内容の背流等等項目的の通知開示内容の対応記録(A.3.5.3f)) - 利用目的の通知開示内容の対応記録(A.3.5.3f) - 利用目的の通知関係とない。 - 個人信報保護規模 (A.3.5.3f) - 利用目的の通知関係とない。 - 個人信報保護規程 - 個人信報保護規程 - 個人信報保護機制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的原刊の適知関係中央の計算法第二級人は制度を表現。例例表別の第二級人間、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、表現、	0 0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を求っれた場合逐滞なくこれに応じていること (2) 本人から当該本人が識別される保有水められた場合であって利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.4.3のらによって当該本人が識別される保有個人データの計に該当する場合 A.3.4.4.3のらによって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (3) A.3.4.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に選滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること A.3.4.5 保有個人データの開示 (1) 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けた場合法令のような場合を除き本人に対し遅滞なく書面によって開示していること (2) A.3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当ないる場合を除き本人に対し遅滞なく書面によって開示していること	- 個人情報保護規程 内の通知 (保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘軟等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護機制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削り除利用の停止又は消去第三者。例の通知関系等(利用目的の通知関系等(利用目的の通知関系等)。 - 個人便和の語文等への対応記録(A.3.5.3f) - 利用目的の通知関末内容の計正追加又は削り除利用の停止又は、保有個人データがある場合、A.3.4.4のただし書きに該当していることの説明 - 個人情報保護体制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知関係を表現、投資の資本の対応記録(A.3.5.3f) - 個人情報保護機能制図 - 保有個人データに関する関示等(利用目的の通知関所内容。例解示解表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	0 0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)。のいずれかに該当する場合 A.3.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らな場合 (3) A.3.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること A.3.4.4.5 保有個人データの開示。個人データの開示の請求の意としたが過失されていること (2) A.3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当って開示していること (2) A.3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当する場合を含み人に返滞なくの旨を通知	- 個人情報保護規程 的の通知 保有個人データに関する開示等(利用用的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の誘動、等級機構的 - 個人情報保護機制図 - 保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の対応記錄(A.3.5.3f)) ・利用目的の通知開示内容の対応記錄(A.3.5.3f) ・利用目的の通知関示内容の対応記錄(A.3.5.3f) ・利用目的の通知を上又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記錄(A.3.5.3f) ・個人情報保護機体制図 - 個人情報保護機体制図 - 個人情報保護体制図 - 保有個通知開示内容の対応記錄(A.3.5.3f) - 個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削	0 0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	
	数料を徴収するときは実費を勘案して合理的であると認められる範囲内においてその額を定めていること A.3.4.4.4 保有個人データの利用目 (1) 人データについて利用目的の通知を求った場合運滞なくこれに応じている。 (2) 本人から当該本人が識別される保有個人データについて利用目的の通知を必要としないのは以下の場合に限定していること A.3.4.2.4のただし書き。)。のいずれかに該当する場合 A.3.4.3の。)によって当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らな場合 (3) A.3.4.4のただし書きのいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨を通知するとともに理由を説明していること A.3.4.4.5 保有個人データの開示。個人データの開示の請求の意としたが過失されていること (2) A.3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当って開示していること (2) A.3.4.4.5 のただし書きのいずれかに該当する場合を含み人に返滞なくの旨を通知	□ 個人情報保護規程 竹の通知	0 0		タの利用目的 の通知 A.3.4.4.5 保有個人デー	

〇:適合、×:不適合、—:該当なし					
チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等
A.3.4.4.6 保有個人データの訂正, 追	加又は削除	l			78.10
(1) 本人から当該本人が識別される保有個人データの訂正等(訂正追加又は削除)の請求を受けた場合法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き利用目的の違成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行いその結果に基づいて当該保有個人データの訂正等を行っていること	・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は 削除利用の停止と取け消去第三者提供 の停止)の請求等への対応記録 (A.3.5.3f) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護体制図 - 保有個人データ開示等請求書	0		A.3.4.4.6 保有個人データの訂正、追加又は削除	
(2) 本人から保有個人データの訂正等の請求を受けて訂正等を行った場合はその 習及びその内容を本人に選滞なく通知 していること	保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機程	0			
(3) 本人から保有個人データの訂正等の請求を受けたが応じなかった場合その旨及びその理由を本人に遅滞なく通知していること	保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停停 に)の請求等への対応記録(A.3.5.3f)) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程	0			
A.3.4.4.7 保有個人データの利用又(ま掟供の担合権 【保有個人データに関する開示等(利用目			A.3.4.4.7 保有個人デー	
人データの利用停止等(利用の停止消去又は第三者への提供の停止)の請求 に応じていること	的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の 停止の請求等への対応記録(A.3.5.3f) - 個人情報保護規程 - 個人情報保護体制図 - 保有個人データ開示等請求書	0		A.3.4.4.7 保有個人フィックの利用アンは提供の拒否権	
(2) 本人からの当該本人が識別される保有 個人データの利用停止等の請求に応じ た場合遅滞なくその旨を本人に通知し ていること	・保有個人データに関する開示等(利用目的の通知開示内容の訂正追加又は削除利用の停止又は消去第三者提供の停止)の請求等への対応記録(A.3.5.36) - (A) 情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護機能	0			
(3) 本人からの当該本人が識別される保有個人デーペの利用停止等の請求に応じなかった場合はA.3.4.4.5のa)~o)に該当する場合に限定していること	・保存個人データに関する開示等(利用 目的の通知開示内容の訂正追加又は 削除利用の停止又は消去第三者提供 の停 止)の請求等への対応記録(A.3.5.3f) ・保有個人データの利用停止等の請求 を受けていない保有個人データがある 場合A.3.4.4.5のただし書きに該当してい ることの説明 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程 - 個人情報保護規程	0			
(4) A.3.4.4.5のa)~c)のいずれかに該当する場合本人に遅滞なくその旨通知するとともに理由を説明していること	保有個人データに関する開示等(利用目	Q			
A.3.4.5 認識 (1) 教育実施計画(A.3.3.6a))に従って教育を	計画事(4.2.5.2.4/)		•	A.3.4.5 認識	
実施していること	・教育などの実施記録(A.3.5.39)) - 個人情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育受講者名簿 - 個人情報保護教育実施記録	0		八、3、4.5 総部第	
(2) 主ての従業者に対してa>~d)の内容を認識させていること a)個人情報保護方針(内部向け個人情報保護方針) b)個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点。つ個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任。d)個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任。d)個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果 (3) 受講者の理解度確認を実施しているこ	・使用した教材等 - 個人情報保護教育計画書 - 個人情報保護教育受講者名簿 - 個人情報保護教育実施記録 - 被音などの実施記録(A, 3,5,39))	0			
<u> </u>	- 個人情報保護教育実施記録	\bigcirc			

O:適合、×:不適合、—:該当なし

	O:適合、×:	<u> 小道台</u>	, 一: 該当なし			
チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JIS	の要求事項	部門外の関連証憑等
A.3.5.1 文書化した情報の範囲 (1) 個人情報保護マネジメントシステムの基本となる次の要素に対応する審面があること。)内部向け個人情報保護方針。)内部規程の内部規程に定める手順上で使用する様式。)計画書・刊この規格が要求する記錄及び組織が個人情報保護マネジメントシステムを実施する上で必要と判断した記録	本となる要素を記述した。) ~ 行に関する書面 ・内部向け個人情報保護方針を文書化 した情報 - 個人情報保護方針 - 就業規則 - 従業者個人情報の取扱いについて ・外部向け個人情報保護方針を文書化	0		A,3.5.1	文書化した情報の範囲	
A.3.5.2 文書化した情報(記録を除く) (1) 文書化した情報(記録を除く)の管理を実施していること		0		A.3.5.2	文書化した情報(記録を除く)の管理	
(2) 文書化した情報(記録を除く)は次の事項を確実にするよう管理されていることの文書化した情報が必要な時に必要な所で入手可能かつ利用に適した状態であるり文書化した情報が十分に保護されている(例えば機密性の喪失不適切な使用及び完全性の喪失からの保護)	環境 ・文書化した情報の管理状況 - PMS文書体系表	0			√ 少官理	
A.3.5.3 文書化した情報のうち記録(1) 次の事項を含む必要な記録を作成していること。	a)~l)の記録 - 個人情報管理台帳 - 個人情報保護に関する法令規範一覧	0		A.3.5.3	文書化した情 報のうち記録 の管理	
(a)~)の記録の管理状況 - PMS記録管理シート - 個人情報保護選用チェックリスト - 入退受付票 - 内部監査計画書 - 個別監査計画書 - 内部監査報告書	0				
A.3.6 苦情及び相談への対応						
	苦情及び相談への対応記録(A.3.5.3h)) - 苦情・相談等受付処理票	0	·	A.3.6	苦情及び相談 への対応	
(2) 苦情の申立て先が本人にとって明確であること	保有個人データに関する事項を周知している措置(A.3.4.4.3) 一個人情報に関する公表文	0				1 () () () () () () () () () (
(3) 認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合は当該団体の苦情解決の申し出先も明示していること	保有個人データに関する事項を周知している措置 (A.3.4.3) - 個人情報保護規程 - 個人情報に関する公表文 - 保有個人データ開示等請求書	1				
(4) 本人からの苦情及び相談を受け付けて 適切かつ迅速な対応を行うための体制 の整備を行っていること	体制 (例) - 体制図 - 個人情報に関する公表文 - 個人情報保護体制図	0				

	O:適合、×:不適合、一:該当なし					
チェックポイント(質問事項)	確認方法・エビデンス	評価	監査記録・コメント	JISの要求事項	部門外の関連証憑等	
A.3.7.1 運用の確認						
(1) 運用の確認を実施していること	- 選用の確認の記録(A.3.5.3) - 内部監査計画書 - 個別情報保護教育実施記録 - 個人情報保護拠用チェックリスト - 内部監査報告書	0		A.3.7.1 運用の確認		
(2) 運用の確認において不適合が確認された場合は是正処置を行っていること	・運用の確認の記録(A, 3.5.3i)) - 是正処置実施記録	Q			- 	
(3) 個人情報保護管理者は定期的に及び 適宜にトップマネジメントに適用の確認 の状況を報告していること	・運用の確認の記録(A, 3.5.3)) - マネジメントレビュー記録	0				
A.3.7.2 内部藍杳						
(1) 内部監査実施計画(A.3.3.6b))に従って個人情報保護マネジメントシステムのこの 規格への適合状況及び個人情報保護 マネジメントシステムの運用状況の監査 を少なくとも年一回適宜に実施していること	- 内部監査計画書 - 内部監査報告書(A.3.5.3j)) - 内部監査報告書	0		A.3.7.2 内部整杳		
(2) 内部監査の実施にあたっては内部規程 とこの規格との適合状況を監査している こと		0				
(3) 内部監査の実施にあたっては運用状況 の監査を実施していること		0				
(4) 監査員は自己の所属する部署の内部 監査を実施していないこと	•計画書(A.3.5.3d)) - 内部監査計画書 •内部監査報告書(A.3.5.3j)) - 内部監査報告書	0				
(5) 個人情報保護監査責任者は監査報告 書を作成しトップマネジメントに報告し ていること	•計画書(A.3.5.3d)) - 内部監査計画書 •内部監査報告書(A.3.5.3j)) - 内部監査報告書	0				
A.3.7.3 マネジメントレビュー					**-	
(1) 少なくとも年一回適宜にマネジメントレ ビューを実施していること	・マネジメントレビューの記録(A.3.5.31)) - マネジメントレビュー記録	Q		A.3.7.3 マネジメントレ ビュー		
(2) マネジメントレビューを実施するにあたり 次の事項がインブットされていること a)監査及び個人情報保護マネジメントシ ステムの適用状況に関する報告 b)苦情を含む外部からの意見 o)前回までの見直しの結果に対するフ オローアップ d)個人情報の取扱いに関する法令国の 定める指針その他の規範の改正状況 e)社会情勢の変化国民の認識の変化 技術の進歩などの諸環境の変化 技術の進歩などの諸環境の変化 (2)内外から寄せられた改善のための提 案	- 内部監査報告書	0				
(2) マネジメントレビューのアウトプットには 継続的改善の機会及び個人情報保護 マネジメントシステムのあらゆる変更の 必要性に関する決定が含まれていること	・マネジメントレビューの記録(A、3.5.31)) ・トップマネジメントによる説明 - マネジメントレビュー記録	0		!		
(適合が明らかになった場合a)~e)の 項を実施していること	・是正処置の記録(A.3.5.3k)) - 是正処置実施記録	0		A,3.8 是正処置		
(2) 是正処置の立案にあたっては発見された不適合が他の所でも発生しないようにするための措置を検討していること	・是正処置の記録(A.3.5.3k)) - 是正処置実施記録	0			- A ANDRO	
(3) 個人情報保護マネジメントシステムを継続的に改善していること	・トップマネジメントによる説明 ・マネジメントシステムの改善履麻 ・マネジメントレビューの記録(A.3.5.31)) ーマネジメントレビュー 己計録 ・是正処置の記録(A.3.5.3k)) ー 是正処置実施記録 ・内部規程の改廃履歴 - 内部監査計画書 - 個別監査計画書 - 内部監査報告書	0				



	T					
内部監査の名称	2022年 PMS定期内部監査					
監査テーマ	□ JIS Q 15001:2017 要求事項への「適合状況監査」					
監査ナーマ	☑ 個人情報保護マネジメントシステムの「運用監査」					
代表者による計画の	2022	年5日 95 日				
承認日	2022 年 5 月 25 日					
被監査部門(運用監査	管理					
のみ)	官理					
監査実施日/監査実	2022年5月25日					
施期間						
監査人名	線崎 千里	監査人	業務			
		の部門				
	チェックリストを用いて、ヒアリング、関連文書の確認および現					
監査結果概要	場観察を行った。					
	概ね PMS に沿った運用を行っている。					
指摘事項	特になし					
万间于决						
改善指示事項案	特になし					
公日川沙子·八 木						
代表者への実施結果	2022年5月25日					
報告日	1011 0 /1 10 H					

個人情報保護監査チェックリスト(運用状況の監査・部門用)

被監査部門:	管理		監査人:	線崎 千里
監査実施日:	2022. 5 . 2 5		個人情報內部監査責任者:	線崎干里
- 1		〇:適名	t、×:不適合、:該当なし	個人情報保護規程
チェックポイント(質問事項)	監査手続	評価	監査記録・コメント	関連項番
個人情報の特定 (1) 特定漏れはありませんか (他部門で、〇〇が漏れていました)	【閲覧】個人情報管理台帳	Q		
安全管理措置(リスク分析から	5)		
取得・入力	FAV			個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(1) FAX受信後、原稿は速やかに回収 (周知徹底)	IPAA			⑤
(2) ポストに施錠	郵送・宅配			個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(3) 本人確認の徹底	マイナンバー			② 個人情報保護規程 A.3.4.2.2
利用·加工		0		
(1) アクセス権の設定、ID/PWの管理	電子	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 9)
(2) PWの管理および定期的な変更	電子			個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 8)
製は最小限にとどめる、複製の		- 0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 2)
埋		0		
(4) クリアデスクの徹底	紙	Q		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 1)
(5) クリアスクリーンの徹底		0	A STATE OF THE STA	個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 13)
(6) 入力結果のチェック手順策定と実	· · ·	Q		個人情報保護規程 A.3.4.3.1
他 (7) 取扱担当者の限定	マイナンバー	0		個人情報保護規程 A.3.3.4 i)
(8) 取扱いPC・エリアの限定	マイナンパー	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 3>
移送•送信		-		<u> </u>
(1) 移動中は手放さないよう徹底	手渡し	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(2) 無用な立ち寄りをしないよう徹底	手渡し	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(3) 書留等の利用	郵送・宅配	0	* 11	個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(4) 短縮ダイヤルの登録	FAX	-		<u>2)</u> 個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
FAX番号のWチェック		0		4
(5) FAX送信後、原稿は速やかに回収 (周知徹底)	FAX	Q		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(6) 暗号化またはパスワード付与	電子メール			個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c)
	電子でル	0		16) ②
保管・パックアップ (1) 施錠管理、入退制限			and the state of t	個人情報保護規程 A.3.4.3.2 a) 4)
(2) **・錠保管の徹底	 紙	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b〉3)
(3) 水気を取り扱わない、禁煙、消火器		0	1 may April 1941	③ 個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 3)
の設置		9		6
(4) ウィルス対策ソフトの導入	電子	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 3)
(5) 定期的パックアップ	電子	0	, 1955, A 197 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 1)
(6) 記憶媒体の利用制限	記憶媒体	0	MAP (F	① 個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c)
		-	had a second at the second at	17)
(1) 保管期間を確認する		0	and the deside of the later.	個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 3)
(2) シュレッダー利用	紙	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 6)
(3) データ消去簿を作成し、記録	マイナンバー	ō		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 6)
委託	6864 W CHILLIAN BOOK AREA (1975)			(9)
(1) 委託先管理台帳で確認する		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.4 k)
共通	***P	-		In 1 the to 10 =44 times
(1) 担当者個人の判断で対応をしな い。		0		個人情報保護規程 A.3.6 b) 2)



内部監査の名称	2022年 PMS定期内部監査					
卧本二 →	□ JIS Q 15001:2017 要求事項への「適合状況監査」					
監査テーマ	☑ 個人情報保護マネジメントシステムの「運用監査」					
代表者による計画の	2022年	. H 05 H				
承認日	2022 年 5 月 25 日					
被監査部門(運用監査	*** 76					
のみ)	業務					
監査実施日/監査実	2022年5月25日					
施期間	2022 午 3 月 23 日					
監査人名	曽田 健嗣	監査人 の部門	管理			
	チェックリストを用いて、ヒア!	THE REAL PROPERTY.	 連文書の確認および現			
監査結果概要	場観察を行った。					
	概ね PMS に沿った運用を行っている。					
指摘事項	特になし					
改善指示事項案	特になし					
代表者への実施結果	2022年5月25日					
報告日						

個人情報保護監査チェックリスト(運用状況の監査・部門用)

業務 被監査部門:

■ 曾田健嗣

監査実施日: 2022. 5.25

個人情報內部監查責任者: 綠山帝 干里

マールが入り(特明古代)	展と thr まこ 6 da		□、ス:小題□、一:鉄当仏し ■ 「た木**コペニー」	個人情報保護規程
チェックポイント(質問事項)	監査手続	評価	監査記録・コメント	関連項番
個人情報の特定	【閲覧】個人情報管理台帳	1		
(1) 特定漏れはありませんか (他部門で、〇〇が漏れていました)	[[0		
安全管理措置(リスク分析から)			
取得・入力				
(1) FAX受信後、原稿は速やかに回収 (周知徹底)	FAX	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4) ⑤
利用·加工				
(1) アクセス権の設定、ID/PWの管理	電子	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 o) 9)
(2) PWの管理および定期的な変更	電子	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 8)
(3) 複製は最小限にとどめる、複製の 管理		0		個人情報保護規程 A.3.4,3.2 b) 2)
(4) クリアデスクの徹底	紙	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 1)
(リアスクリーンの徹底		2		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 13)
(8) 入力結果のチェック手順策定と実施		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.1
移送·送信				
(1)移動中は手放さないよう徹底	手渡し	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4) 1)
(2) 無用な立ち寄りをしないよう徹底	手渡し	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(3) 書留等の利用	郵送・宅配	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4)
(4) 短縮ダイヤルの登録 FAX番号のWチェック	FAX	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4) ④
(5) FAX送信後、原稿は速やかに回収 (周知徹底)	FAX	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 4) ④
(6) 暗号化またはパスワード付与	電子メール	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 16) ②
保管・パックアップ				
(1) 施錠管理、入退制限		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 a) 4)
(2) 施錠保管の徹底	紙	Q		個人情報保護規程 A,3.4.3.2 b) 3) ③
(3) 火気を取り扱わない、禁煙、消火器 の設置		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b〉3) ⑥
(4) ウィルス対策ソフトの導入	電子	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 3)
(5) 定期的パックアップ	電子	0		① 個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c) 1)
(意媒体の利用制限	記憶媒体	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 c)
消去·廃棄				
(1) 保管期間を確認する		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 3) ⑤
(2) シュレッダー利用	紙	0		個人情報保護規程 A.3.4.3.2 b) 6)
委託 (1) 委託先管理台帳で確認する		0		個人情報保護規程 A.3.4.3.4 k)
共通				
(1) 担当者個人の判断で対応をしない。		0		個人情報保護規程 A.3.6 b) 2)